○木更津市高齢者見守りネットワーク事業実施要綱

平成26年7月10日告示第195号

木更津市高齢者見守りネットワーク事業実施要綱

(目的)

- 第1条 木更津市高齢者見守りネットワーク事業(以下「本事業」という。)は、事業活動を通じて高齢者と接することの多い民間事業者等と連携することにより、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見し、必要な支援を行い、地域社会全体で高齢者を見守る体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的とする。(実施主体)
- 第2条 本事業の実施主体は、木更津市福祉部高齢者福祉課とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 高齢者 本市に住所を住するおおむね65歳以上の者
 - (2) 実施機関 木更津市福祉部高齢者福祉課、木更津市地域包括支援センター
 - (3) 協力機関 地域活動を行っている団体等
 - (4) 協力事業者 覚書を締結した民間事業者等

(事業内容)

- 第4条 本事業は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 実施機関、協力機関及び協力事業者は、見守りのネットワークを構築し、発見、通報、支援等の連携を図る。
 - (2) 実施機関は、協力事業者から通報を受けたとき、必要な支援対応を行う。
 - (3) 実施機関は、協力機関及び協力事業者の拡充に努める。
 - (4) 実施機関は、本事業の普及啓発に努める。

(事業参加)

- 第5条 民間事業者等は、木更津市と覚書(別記様式)を締結することにより、本事業に参加する。 ただし、この様式により難い場合には、本市と民間事業者等が協議の上、覚書の内容を変更できるものとする。
- 2 次に掲げる事業者は、協力事業者として参加できないものとする。
 - (1) 各種法令に違反している事業者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び木更津市暴

力団排除条例(平成24年木更津市条例第5号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれ らに関連すると認めるに足りうる相当の理由のある事業者

(3) その他市長が不適当と判断した事業者

(個人情報の取扱い)

第6条 実施機関、協力機関及び協力事業者は、本事業に関して知り得た個人情報について個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年木更津市条例第26号)に基づき、適切に取り扱うものとする。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式(第5条)

木更津市高齢者見守りネットワーク事業覚書

木更津市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、木更津市高齢者見守りネットワーク事業実施要綱(以下「要綱」という。)に規定する高齢者見守りネットワーク事業(以下「事業」という。)の実施に関して、要綱第5条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

(目的趣旨)

- 第1条 この覚書は、甲と乙が協力し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者に対する見守りを行うことにより地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 2 この覚書は、前項の目的を達するため、事業の実施に関し、要綱に定める事項のほか、必要 な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 甲と乙は、見守り活動の実施にあたって、相互理解による高い信頼関係と協力関係を構築するとともに、事業を継続的に実施することができるようその体制の確立に努めるものとする。

(事業の内容)

- 第3条 乙は、日常の活動において、地域の高齢者に対し、対象者を限定せず監視的ではない「 さりげない見守り」を行い、何らかの異変を発見した場合に、甲へ連絡を行うものとする。
- 2 前項の連絡については、日常業務に支障のない範囲内で行うことができ、連絡に係る費用は、 乙の負担とする。
- 3 異変とは、日常生活において明らかに不自然な状況であることとし、具体的には郵便物・新聞などの管理状況、雨戸の開閉状況、室内電灯の夜間使用状況、徘徊の疑い、怒号、その他通常生活との違いがあることをいう。
- 4 乙から連絡を受けた甲は、乙より提供された情報と、甲の業務にて蓄積された対象高齢者の 情報を照らし合わせた上で、甲が対象高齢者の状況を確認する。
- 5 甲は、対象高齢者への支援等が必要と判断したときは、速やかに支援等に係る活動を実施するものとする。
- 6 乙の高齢者に対する見守りに係る情報は、異変を確認した際の状況等を含むものとする。 (見守り協力者名簿への登録)

第4条 甲は、この覚書の締結をもって乙を見守り協力者名簿に登載するものとする。

(公表)

第5条 甲は、乙の名称等を見守り協力者として、甲のホームページ等により公表する。ただし、 乙が公表を希望しない場合は、この限りでない。

(免責)

第6条 乙は、第3条第1項の規定による連絡ができなかった場合又は遅れた場合であって、高 齢者世帯等に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲と乙は要綱第6条の規定に基づき、事業に関して知り得た個人情報を、この事業の目 的以外に利用、漏洩してはならない。また、この事業の協力事業者でなくなった後も同様とす る。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項は、その都度甲乙協議の上に決定するもの とする。

(有効期間)

- 第9条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から 年 月 日までとする。
- 2 前項の期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも特段の申出がない場合は有効期間を 1年更新するものとし、その後も同様とする。

(本覚書の破棄)

- 第10条 乙は、甲に対する申入れによって、本覚書を破棄することができる。
- 2 甲は、乙が事業に協力するにあたり要綱若しくは本覚書の規定に違反したとき、又は不適当な事由があると認めるときは、乙に対して申入れにより本覚書を破棄することができる。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

田

Z